

新潟県条例第53号

新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第3（第8条関係）			別表第3（第8条関係）		
営業の種類	区 分	手数料の額	営業の種類	区 分	手数料の額
(略)			(略)		
喫茶店営業	(略)		喫茶店営業	(略)	
	臨時的に営まれるもの	(略)		臨時的に営まれるもの	(略)
	市日の市場又は祭礼の会場に限り営まれるもの	2,000円			
	(略)		(略)		
(略)			(略)		

附 則

この条例は、平成30年12月28日から施行する。